

中新川広域行政事務組合特定事業主行動計画の実施状況及び 中新川広域行政事務組合における女性の活躍状況の公表（令和8年7月）

中新川広域行政事務組合では、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）（以下「女性活躍推進法」という。）に基づき「中新川広域行政事務組合特定事業主行動計画」を策定・実施しています。今般、女性活躍推進法第19条第6項に基づき、行動計画の実施状況を以下のとおり取りまとめましたので公表いたします。

あわせて、女性活躍推進法第21条の規定に基づき、中新川広域行政事務組合における女性の活躍状況を公表いたします。

職業生活における機会の提供に関する実績

（１） 職員の男女の給与の額の差異（令和7年度）

１．全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	89.4%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	82.2%
全職員	74.6%

２．「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	-
本庁課長相当職	-
本庁課長補佐相当職	97.6%
本庁係長相当職	115.3%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	-
31～35年	89.5%
26～30年	96.0%
21～25年	-
16～20年	110.6%
11～15年	96.8%
6～10年	87.9%
1～5年	83.0%

【説明欄】

【任期の定めのない常勤職員】

・役職段階別において、部局長・次長相当職には該当職員がおらず、課長相当職には男性の職員のみであるため「 - 」と記載。

・勤続年数別において、36 年以上には男性の職員のみ、21～25 年には女性の職員のみであるため「 - 」と記載。

【全職員】

・男女それぞれの職員数に占める「会計年度任用職員」の割合が、女性が約 5 割、男性が約 1 割となっており、相対的に給与水準が低い職員が女性に偏っている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数 1 年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

(2) 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合 (令和 8 年 4 月 1 日時点)

区分	令和 8 年度
管理的地位にある職員	20.0%

(3) 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合 (令和 8 年 4 月 1 日時点)

区分	令和 8 年度
本庁部局長・次長相当職	-
本庁課長相当職	25.0%
本庁課長補佐相当職	-
本庁係長相当職	71.4%

【説明欄】

・部局長・次長相当職には該当職員がおらず、課長補佐相当職には男性の職員のみであるため「 - 」と記載。

(4) 採用した職員に占める女性職員の割合 (令和 8 年 4 月 1 日時点)

区分	令和 8 年度
採用した職員	-

【説明欄】

・令和 8 年 4 月採用職員がいなかったため「 - 」と記載。

職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

(1) 平均継続勤務年数の男女の差異 (令和 8 年 4 月 1 日時点)

区分	令和 8 年度
男性	19.7 年
女性	16.7 年
差	3.0 年

(2) 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況 (令和 7 年度)

1 . 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	行動計画に おける目標 (令和 12 年度)	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
男性	85%	-	-	-
女性	-	100%	-	-

(2) 会計年度任用職員

区分	行動計画に おける目標 (令和 12 年度)	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
男性	85%	-	-	-
女性	-	-	-	-

2 . 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1 週間未満	-	-	-	-
1 週間以上 2 週間未満	-	-	-	-
2 週間以上 1 月以下	-	-	-	-
1 月超 3 月以下	-	-	-	-
3 月超 6 月以下	-	-	-	-
6 月超 9 月以下	-	-	-	-
9 月超 12 月以下	-	-	-	-
12 月超 24 月以下	-	-	-	-
24 月超	-	-	-	-

【説明欄】

- ・育児休業取得対象者がいないため「 - 」と記載。
- ・令和５年度は育児休業取得対象者１名中１名が取得したため 100%となる。

(３) 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率（令和７年度）

区分	令和７年度
配偶者出産休暇取得率	-
育児参加のための休暇取得率	-

【説明欄】

- ・配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得対象者がいないため「 - 」と記載。

(４) 職員の勤務時間の状況（令和７年度）**１．職員一人当たりのも一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間**

区分		行動計画に おける目標 (令和１２年度)	令和５年度	令和６年度	令和７年度
男性	本庁	-	7.0 時間 / 月	6.4 時間 / 月	4.4 時間 / 月
	本庁以外	-	-	-	-
女性	本庁	-	11.7 時間 / 月	8.9 時間 / 月	8.5 時間 / 月
	本庁以外	-	-	-	-
全体	本庁	6.0 時間 / 月	9.9 時間 / 月	7.9 時間 / 月	6.6 時間 / 月

【説明欄】

- ・本庁以外で勤務する職員がいないため「 - 」と記載。

(５) 職員の年次休暇等の取得日数の状況（令和７年）

区分	行動計画に おける目標 (令和１２年度)	令和５年度	令和６年度	令和７年度
常勤職員	16 日	12.5 日	13.7 日	12.4 日